

林野火災注意報・警報の運用を開始 ～春日井市の大切な林野をみんなで守りましょう～

1 目的

令和7年2月の岩手県大船渡市を始め、全国で大規模な林野火災が発生しているため、春日井市火災予防条例の一部を改正し、令和8年1月1日から「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しました。

2 概要

雨の降らない期間が続き、空気が乾燥している1月から5月を対象に発令します。

(1) 発令基準

ア 注意報

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき

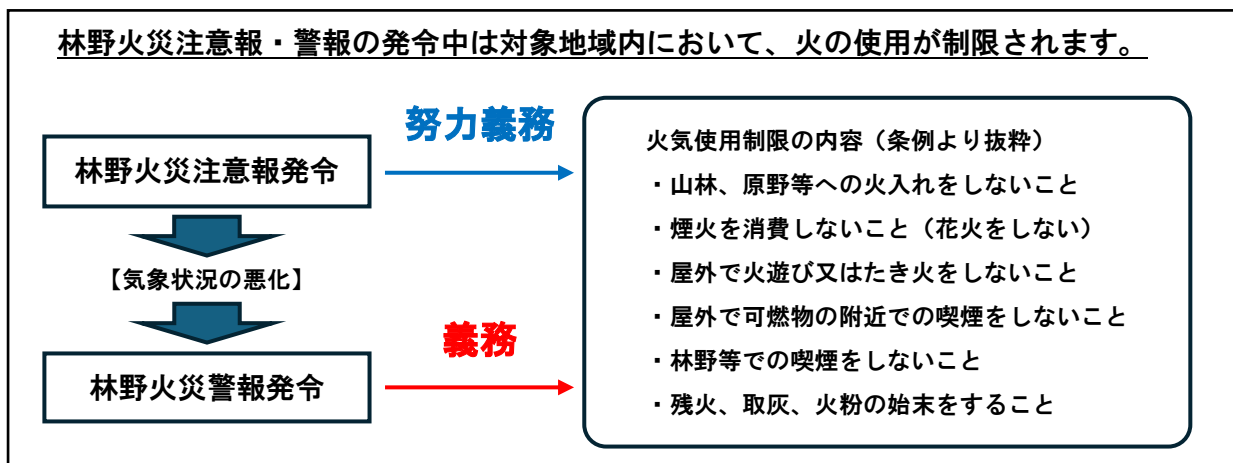
②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されているとき

※ ①、②のいずれかに該当する場合に発令

イ 警報

林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表されているとき

※ 午前9時と午後3時の時点で基準に達している場合に発令



(2) 対象区域（林野の境から1kmの範囲が該当）

明知町、石尾台、岩成台、内津町、押沢台、神屋町、木附町、高蔵寺町、西尾町、坂下町、白山町、高座台、高座町、高森台、玉野台、玉野町、中央台、外之原町、廻間町、藤山台、細野町

(3) 発令時の周知方法

市ホームページへ掲載するほか、市安全安心情報ネットワークの「気象等情報」の配信登録者にメールを配信、火災情報テレホンサービス（0568-44-0119）では自動音声で案内します。また、消防車両による巡回やのぼりの掲出等でお知らせします。

3 その他

屋外でたき火等を行う場合は、事前に最寄りの消防署又は出張所への届出が必要です。

問い合わせ 消防本部通信指令課 TEL 0568-85-6391
消防本部予防課 TEL 0568-85-6383